

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の中間見直しについて

感染症法に基づく「基本指針」及び「予防計画」について

感染症対策の総合的な推進のため、厚生労働大臣は「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（基本指針）を、都道府県等はこれに即し「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（予防計画）を定めなければならない。

基本指針及び予防計画は、特定感染症予防指針、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づく基本指針、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく都道府県行動計画、市町村行動計画と整合性を取ることとされている。

厚生労働大臣が定める「基本指針」記載事項（概要）

- ①感染症の予防の推進の基本的な方向
- ②感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- ③まん延の防止のための施策に関する事項
- ④感染症・病原体等に関する情報の収集、調査、研究に関する事項
- ⑤病原体等の検査実施体制・検査能力向上に関する事項
- ⑥感染症に係る医療提供体制の確保に関する事項
- ⑦感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- ⑧感染症に係る医薬品の研究開発の推進に関する事項
- ⑨体制の確保に係る目標に関する事項
- ⑩宿泊施設の確保に関する事項
- ⑪外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- ⑫総合調整又は指示の方針に関する事項
- ⑬感染症対策物資等の確保に関する事項
- ⑭啓発・知識の普及・患者等の人権の尊重に関する事項
- ⑮人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ⑯保健所の体制の確保に関する事項
- ⑰特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
- ⑱緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- ⑲その他感染症の予防の推進に関する重要事項

※赤字の項目は少なくとも3年ごと、黒字の項目は少なくとも6年ごとに見直しを実施。

都道府県等が定める「予防計画」記載事項（概要）

- ①地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- ②感染症・病原体等に関する情報の収集、調査、研究に関する事項
- ③病原体等の検査実施体制・検査能力向上に関する事項
- ④感染症に係る医療提供体制の確保に関する事項
- ⑤感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- ⑥体制の確保に係る目標に関する事項
- ⑦宿泊施設の確保に関する事項
- ⑧外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- ⑨総合調整又は指示の方針に関する事項
- ⑩人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ⑪保健所の体制の確保に関する事項
- ⑫緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

※基本指針が変更された場合は予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは変更する。都道府県等が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも同様

「基本指針」の3年見直しに係る議論の進め方について

- 「基本指針」の項目のうち、医学技術の進歩等、最新の科学的知見に沿って対策すべき項目や、国際交流の発展等を踏まえるべき項目、状況の変化を踏まえ柔軟に見直す必要がある医療提供体制に関する項目については、3年見直しの対象とされている。
- これらの3年見直し項目のうち、医療提供体制に関する事項は、医療計画とも整合を図りつつ医療全体への影響を勘案しながら、地方衛生研究所等や保健所体制に関する事項については、地域保健法に基づく基本指針と整合をとりながら議論を進める。
- については、**医療提供体制**に関しては、**社会保障審議会医療部会**において、**地域保健体制**に関しては、**地域保健健康増進栄養部会**にて議論。
- これらの各部会の議論を踏まえ、**感染症部会**においては、**3年見直し項目全体**について総合的な議論を実施する。

社会保障審議会医療部会

医療提供体制に関する事項

- ⑥感染症に係る医療提供体制の確保に関する事項
- ⑪外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- ⑬感染症対策物資等の確保に関する事項
- ⑮人材の養成及び資質の向上に関する事項

地域保健健康増進栄養部会

地域保健に関する事項

- ⑤病原体等の検査実施体制・検査能力向上に関する事項
- ⑮人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ⑯保健所の体制の確保に関する事項

感染症部会にて議論

3年見直し事項全般

- ⑤病原体等の検査実施体制・検査能力向上に関する事項
- ⑥感染症に係る医療提供体制の確保に関する事項
- ⑩宿泊施設の確保に関する事項
- ⑪外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- ⑬感染症対策物資等の確保に関する事項
- ⑮人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ⑯保健所の体制の確保に関する事項
- ⑲緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

基本指針 3年見直しの改正方針について

都道府県等からの実績報告の結果

- 3年見直し項目の都道府県等の実施状況についてモニタリングを実施したところ、⑤検査体制、⑩宿泊施設確保、⑪外出自粛者の環境整備、⑮人材育成については、**概ねすべての項目について、多くの都道府県が予防計画の目標を達成**している。
- 都道府県連携協議会も、ほぼ全ての都道府県において**適切に実施されており、管内の連携体制が維持**されていた。
- そのほか、現行の予防計画に係る主なご意見として、毎年の集計が負担であること、数値目標が実情にそぐわない部分もある・達成が難しいこと等が課題として挙げられたものの、**基本指針を改正すべき事情は確認されなかった。**

各部会における報告および議論の結果

- **医療提供体制について**
 - 医療提供体制に関する事項について、多くの都道府県で目標値をおおむね達成。
 - 医療提供体制に関する事項については、「第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する」とされた。
- **地域保健体制について**
 - 地域保健に関する事項について、必要な体制の整備が進んでいることを確認済み。
 - 令和8年5月に開催した地域保健健康増進栄養部会において、前回の基本指針の改正以降、感染症を取り巻く状況について、基本的に大きな変化は認められないことから、軽微な修正を除き、改正不要との結論が得られた。

論点

令和9年4月からの基本指針の改正について、

- 実績報告の結果、毎年のモニタリング項目についてはほとんどの項目について目標を達成できていること
 - 前回改正（令和6年4月1日）から現在まで、パンデミックの発生や大きな事情変更等がないこと
- といったことを踏まえ、どのように考えるか。

※なお、以下については、他法等の改正による機械的な改正であり、順次対応を予定している。

・医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）により、感染症法第10条第8項に基づき、都道府県が予防計画の策定等に当たって整合性の確保を図るべき対象として、従前の医療計画及び新型インフルエンザ等都道府県行動計画に加え、新たに医療計画の上位概念として位置づけられた地域医療構想も追加されたことを踏まえ、基本指針の前文にも同様の追記を行うこととする。

・「地域における保健師の保健活動について」（令和8年5月15日付健生発0515第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）により、都道府県等の本庁に「統括保健師」を、保健所に「総合的なマネジメントを担う保健師」を配置するよう改正されたことを踏まえ、第十六の三の3の記載についても、これと整合的となるよう改正する。

今後のスケジュール（予定）

令和7年

7月4日（金） 第116回医療部会 令和12年度より始まる第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論するとされた

令和8年

6月3日（水）（持ち回り開催） 地域保健健康増進栄養部会 地域保健について議論し、軽微な修正のみを行う方針で了承済み

6月10日（水） 感染症部会 医療部会・地域保健健康増進栄養部会での議論の結論を踏まえつつ、基本指針改正について全体の議論・結論を得る

（以降、改正を要する場合の動き）

～7月頃 改正に係る所要の手続き

7月～8月頃 改正基本指針の公布

～令和9年3月 都道府県等において、改正基本指針等を踏まえた予防計画の改正検討・改正

令和9年4月 改正基本指針・改正予防計画の施行

(参照条文)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

(基本指針)

- 第九条 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 感染症の予防の推進の基本的な方向
 - 二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
 - 三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
 - 四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
 - 五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
 - 八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
 - 九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
 - 十 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
 - 十一 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
 - 十二 第四十四条の五第一項（第四十四条の八において準用する場合を含む。）、第五十一条の四第一項若しくは第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第五十一条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
 - 十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項
 - 十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
 - 十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
 - 十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
 - 十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
 - 十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、前項第五号、第六号、第十号、第十一号、第十三号、第十五号、第十六号及び第十八号に掲げる事項（以下この項において「特定事項」という。）については少なくとも三年ごとに、特定事項以外の前項各号に掲げる事項については少なくとも六年ごとに、それぞれ再検討を加え、必要があると認めるときは、基本指針を変更するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(参照条文)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

(予防計画)

- 第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。
- 2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
 - 二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
 - 三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - 四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
 - 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
 - 七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
 - 八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
 - 九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
 - 十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
 - 十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- 3～10 (略)
- 11 都道府県は、厚生労働大臣に対し、第二項第六号に掲げる事項の達成の状況を、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、報告しなければならない。
- 12 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- 13 (略)
- 14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。
- 15 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項
 - 二 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 16 第十四項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該保健所設置市等における第二項第二号及び第七号に掲げる事項並びに感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよう努めるものとする。
- 17～19 (略)